

職業安定法の改正

平成30年1月1日施行

職業安定法や省令・指針が改正されます。労働者の募集や求人申込みの際の労働条件の明示等について、以下の点に留意しましょう。

明示が不適切な場合（虚偽表示、不十分な明示等）や変更明示が適切に行われていない場合は、行政指導や罰則等の対象になることがあります。

(1) 求人票や求人広告に**必ず記載する項目**が追加されます。

追加項目	記載例
試用期間	試用期間あり（〇ヶ月）
裁量労働制 （裁量労働制を採用する場合）	〇〇裁量労働制により、△△時間働いたものとみなす。
固定残業代に ついての説明 （固定残業代を採用する場合）	①基本給〇〇万円 ②△△手当（時間外労働の有無に関わらず、□□時間分の時間外手当として××万円を支給） ③□□時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
募集者の氏名又は名称	株式会社〇〇
派遣労働者として 雇用する場合	雇用形態：派遣労働者

(2) 次のような変更を行う場合、**変更明示が必要**となります。

変更事由	必要な変更明示の例
「当初の明示」と異なる労働条件を提示する場合	基本給30万円／月 ⇒ 基本給28万円／月
「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合	基本給25万円～30万円／月 ⇒ 基本給28万円／月
「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合	基本給25万円／月、営業手当3万円／月 ⇒ 基本給25万円／月
「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合	基本給25万円／月 ⇒ 基本給25万円／月、営業手当3万円／月

《変更明示の方法》

① 当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する。（望ましい方法）

当初の明示	変更後
基本給30万円／月	基本給28万円／月

② 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引く、着色する、脚注をつける。

労働者派遣法の改正

平成27年労働者派遣法の改正により、労働者派遣事業は許可制へ一本化されました。経過措置として平成30年9月29日までは特定労働者派遣事業を行うことができますが、平成30年9月30日以降は行えなくなります。

それ以降も引き続き派遣業を行うためには、平成30年9月29日までに許可の申請を行う必要があります。

○経過措置終了後、許可を受けずに労働者派遣業を行うと・・・

「無許可派遣」となり労働局からの指導の対象となるほか、事業主名が公表されたり、罰則を受けることがあります。

○許可を受けるためには・・・

労働局に申請してから実際に許可が下りるまで3ヶ月以上かかる場合もありますので、早めの準備が必要です。

○派遣会社から派遣を受けている場合は・・・

派遣元が、特定派遣（届出）ではなく、派遣業許可を受けているか確認が必要です。

年末調整書類の回収について

年末調整は、保険会社から郵送される保険料控除証明書の原本や扶養親族に関する情報など、多くの準備・確認事項があります。年末調整を円滑に行うためにも、早めの書類回収をお願いします。

ラジオ出演情報

TMCグループ社長 葛西 美奈子がラジオに出演します。是非、お聞きください。

■RADIO BERRY (エフエム栃木)

日時：11月9日(木) 16:30~16:40 (「B・E・A・T」内)

番組：とちぎで輝くWorkStyle (栃木県経済同友会の企画番組)

栃木県内における働き方改革の「今」と「これから」について考えます。

■CRT 栃木放送 (AM 栃木)

日時：11月25日(土) 14:00~15:00 (「土曜ちゃっかり亭」内)

番組：今日のお客様コーナー

パーソナリティ・臼井佳子さんとの生放送による対談を行います。

今月の労務相談

Q. 労働時間外の忘年会は業務だと主張する社員がいます。賃金の支払いは必要ですか？

A. 忘年会が強制参加の場合は業務となり、賃金が発生します。時間外手当や深夜割増手当の支給も考えられます。

任意参加の場合は業務とはいえず、賃金は発生しません。

ただし、参加しないと査定に響くなどの場合は、実質的に強制と判断され、労働扱いされる可能性があります。